

## ーたんぽぽバスケットボールクラブ U12 規約ー

### ≪第1章 総則≫

#### 第1条 (名称)

本クラブは、「たんぽぽバスケットボールクラブ U12」(以下、本クラブという)と称する。

#### 第2条 (目的)

本クラブは、バスケットボールを通じてバスケットボールの普及および技術水準の向上を図ることにより、会員の心身の健全な育成とスポーツへの正しい理解を深め、かつ、地域社会の豊かなスポーツ文化の振興に寄与することを目的とする。

#### 第3条 (運営)

本クラブは、たんぽぽバスケットボールクラブが選定した代表者が管理運営を行う。

### ≪第2章 会員の資格、入会・退会など≫

#### 第4条 (会員の資格)

本クラブの会員は、以下のことを満たした者でなければならない。

1. 目的に賛同し、会則を遵守できる者。
2. 心身ともにバスケットボールをおこなうことに適した者。
3. 特別な理由がない限り、積極的に練習に参加する意思のある者。

#### 第5条 (法定代理人の同意)

本クラブの会員になろうとする者は、親権者もしくは法定代理人による本クラブ規約の承認、および入会の同意を得なければならない。

#### 第6条 (入会)

本クラブへの入会を希望する者は、以下の手続きをおこない、本クラブの承認を得なければならない。

1. 本クラブの会員となることを希望する者は、所定の入会申込書に必要な事項を記載し、本クラブの代表者、または担当指導者に提出するものとする。
2. 前項の入会申込書の提出に際しては、所定の入会金を持参するものとする。
3. 本クラブの会員となることを希望する者は、代表者、または担当指導者が入会申込書を審査し、その入会を承認したときに会員となるものとする。

4. 本クラブは入会を承認しなかった場合を除き、理由の如何を問わず、入会金は返還しない。

#### 第7条（会員の期間、および地位）

1. 本クラブにおける会員の期間は、毎年4月1日、もしくは入会日から、翌年3月31日までとする。
2. 申し出がない場合、会員の資格は自動更新される。
3. 会員は、その会員たる地位を他人に譲渡することはできない。

#### 第8条（体験）

1. 会員を希望する者は、入会前に2回まで練習への体験参加をすることができる。
2. 体験における怪我や事故については、本クラブは一切の責任を負わないこととする。

#### 第9条（休会）

1. 会員個人の都合により1ヶ月以上の休みが必要な場合、休会を希望する月の前月1日までに本クラブ所定の休会届を担当指導者に提出し、承認を得ることにより、本クラブを休会することができる。
2. 休会の期間は、原則として、3ヶ月以内とする。休会期間を延長する場合には、担当指導者に延長を希望する期間及び理由等を伝え、承認を得なければならない。
3. 休会期間中は、月会費を半額とする。

#### 第10条（退会）

1. 会員は、退会を希望する月の10日までに退会届を担当指導者に提出し、承認を得ることにより、本クラブを退会することができる。
2. 退会は、退会届を提出した日（10日まで）の月末日をもって生ずるものとする（10日以降の提出の場合は翌月の末日）。
3. 退会までに会費の滞納がある場合は、すみやかに納入しなければならない。
4. 所属しない月の会費がすでに納入されている場合にのみ、過徴収分の会費を返金する。
5. 本クラブは、会費の分割返金はしないものとする。

#### 第11条（除名等）

代表者は、会員が次の各号の一つにでも該当するときは、会員資格を一時停止し、または除名することができる。

1. 月謝等の支払いを滞納し、催告したにもかかわらず納入しない場合。

2. 本クラブの運営を故意に妨害した場合。
3. 本規約または本クラブの定める規則に違反した場合。
4. 本クラブの名誉または信用を傷つけた場合。
5. 第 4 条に定める会員資格を欠いていることが判明した場合。
6. 本クラブが会員として不相当と判断した場合。

### ≪第 3 章 指導および会費の支払い等≫

#### 第 1 2 条 (指導)

会員は原則週に 1 回以上、所属する指導日・指導時間に担当する指導者から指導を受けることができる。

#### 第 1 3 条 (入会金、保険代と月会費)

1. 入会金は 5,000 円とし各個人のクラブTシャツ、スポーツ保険等に充てる。
2. 月会費は 4,000 円とし本クラブの運営費に充てる。ただし兄弟で加入した場合、2 人目以上は月会費を 2,000 円とする。

尚、会費は用具、機材の維持管理及び大会参加のための年間登録費、保険等に必要となる費用という性質上、地震、津波、洪水等の天災や新型コロナウイルス感染症、鳥インフルエンザ、SARS 等の感染症の不可抗力により本クラブが休業を余儀なくされる場合においても半額は負担するものとする。

#### 第 1 4 条 (入会金と月会費の支払い)

1. 入会金は、入会手続きの際に支払うものとする。
2. 会員は原則として、本クラブの定める月会費を、毎月口座引き落としにより支払うものとする。
3. 本クラブに納入された入会金、月会費等は、会員にどのような事情が生じた場合でも返還しない。ただし、休会や退会等、特別な事情がある場合は除く。
4. 退会手続きを完了していない場合、月会費の支払いをしなければならない。
5. 本クラブは、一切の通知なく 3 ヶ月を超えて会費を滞納した場合、支払い責任者に対して催促をすることとする。

### ≪第 4 章 その他≫

#### 第 1 5 条 (会場までの送迎)

会員の会場までの送迎は、親権者その他の保護者に義務があるものとする。送迎中の事故に関しては、本クラブの加入する保険の範囲内で保障をするが、その他の

事項に関して本クラブは一切の責任を負わない。

#### 第16条（クラブの廃止）

本クラブは、3ヶ月前に予告することにより、本クラブを廃止することができる。

#### 第17条（クラブ廃止の効果）

1. 本クラブが本クラブを廃止したときは、会員は、その会員たる地位を失うものとする。
2. 前項の場合、納入済の入会金は、入会して1年以内の会員に限り、月割計算により算し、無利息にて返還するものとする。
3. 会員は、本クラブを廃止した場合といえども、本クラブに対し、前項の返還を除き、補償その他の請求、異議申立てをすることができない。

附則 2021年3月 制定

2021年5月 改定

2022年2月 改定